奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程 (昭 和三十六年三月奈良県訓令甲第一号) \mathcal{O} 部を次のよう

平成三十年十月二十六日

に改正し、

平成三十年十一月

__

日から施行する。

奈良県知事

荒

井

正

吾

第四条を次のように改める。

(総括文書管理責任者)

第四条 総務部に総括文書管理責任者を置く。

- 2 総括文書管理責任者は、 総務部次長で法務文書を担当するものをもつて充てる。
- 3 する。 総括文書管理責任者は、 この規程の規定によりその権限に属させら れた事項を処理

4 め、 ことができる。 要があると認め 総括文書管理責任者は、 文書管理責任者に対 るときは、 行政文書の 行政文書の管理に 必要な指導を行うことができる。 管理に関する事務を適正か つい て実態を調査 この場合にお 0 円滑 又は報告を求める に処理するた 11 て、

四条の三とする。 第四条の二第六項中 「法務文書課長」 を 「副総括文書管理責任者」 に改 め 同条を第

第四条の次に次の一条を加える。

(副総括文書管理責任者)

第四条の二 総務部に副総括文書管理責任者を置く。

- 2 をもつて充てる。 副総括文書管理責任者は、 総務部法務文書課長 (以下 「法務文書課長」という。
- 3 理する。 副総括文書管理責任者は、 この 規程 の規定によりその 権限に属させられた事項を処
- 4 に ついて総括文書管理責任者を補佐する。 副総括文書管理責任者は、 前条第四項の 規定による指導並 び に 調査及び報告 \mathcal{O} 求 8

理責任者」 第九条、 に改める。 第九条の二、 第十条及び第十一条第七号中 「法務文書課長」 を 「総括文書管

を 第十二条第一項第五号及び第二項、第十四条並びに第十八条第一項中「法務文書課長 副 総括文書管理責任者」に改める。

三項中「法務文書課長」を「副総括文書管理責任者」に改める。 第三十二条第一項及び第二項、 第三十一条第一項及び第二項中 第三十六条、 「法務文書課長」を「総括文書管理責任者」 第三十九条並びに第四十条第一項及び第 に改める。

管理責任者」に改める。 第四十一条、 第四十二条の三第一項及び附則第六項中 「法務文書課長」 を「総括文書

第十二号様式中「法務文書課長」 を 「総括文書管理責任者」 に改める。